

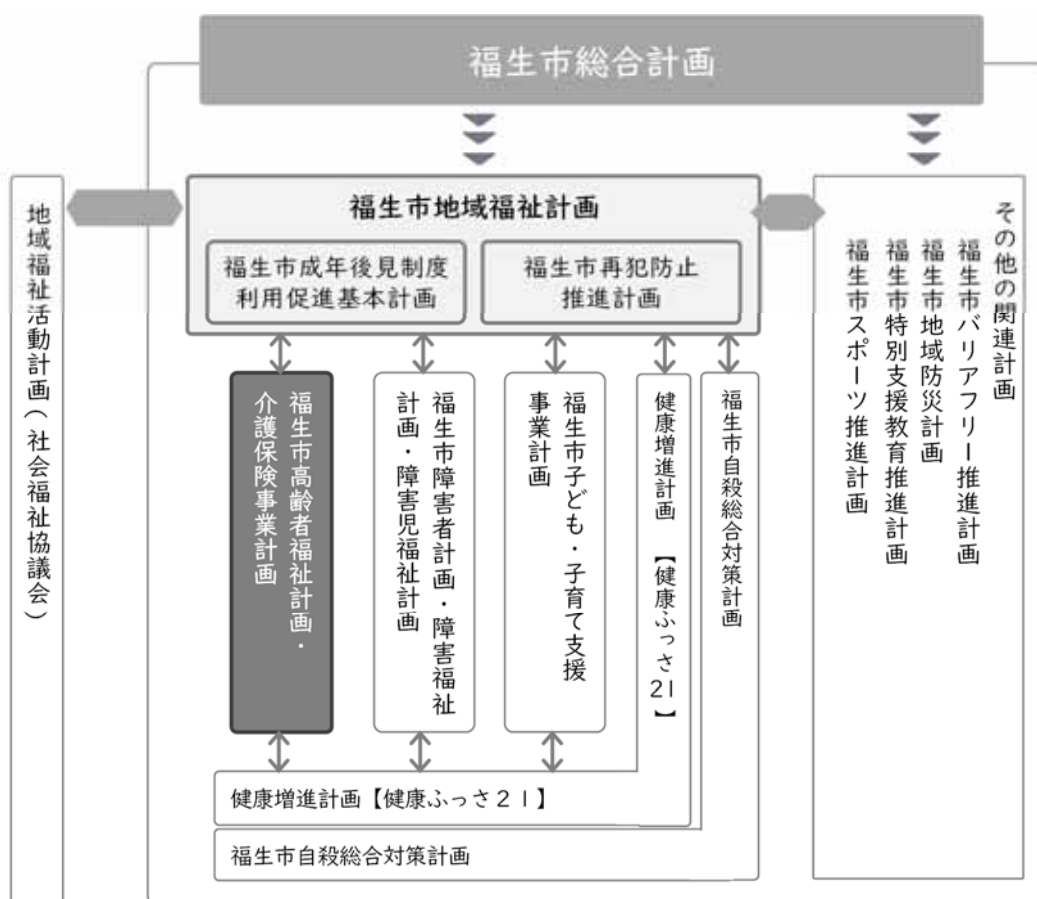
1 計画の目的と位置付け

本計画の高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に位置付けられ、介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられます。高齢者福祉計画には、介護保険事業計画が内包され、両計画は一体的な計画として策定しています。

『福生市総合計画』の主要計画として策定します。

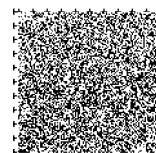
そのほか、『福生市地域福祉計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

この計画は、団塊の世代が75歳となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年のサービス水準や給付費、保険料水準を見据え、中長期的な視点に立ち、施策の方向性を定めるものです。



2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間ですが、令和22(2040)年を見据えたサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります。



3 計画の体系

[基本理念]

住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために
地域包括ケアシステムの深化・推進

[基本方針]

いきいきと
すこやかに、
自分らしく
地域で過ごす

地域で安心した
生活を送る

認知症と共に
生きる地域に
向けて

地域で支えあう
介護の実現

[施策の方向性]

(1) 地域社会への参加・
生きがいのづくりの推進

(2) 健康寿命の延伸

(3) 地域包括支援センター
を中心とした連携

(4) 見守り支援の強化

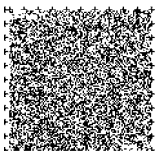
(5) 在宅生活支援の充実

(6) 認知症の理解促進

(7) 認知症高齢者と
家族の支援

(8) 介護保険事業の
円滑な運営

(9) 介護を支える
地域づくり



[主な施策]

生きがい活動情報の提供
高齢者サークルレクリエーション教室の開催
生きがい活動支援サービス事業
老人クラブ等への支援
長寿ふれあい食堂運営費補助金

高齢者を対象とした講座等の充実
高齢者のサークル活動への支援
成人対象学習講座の充実
高齢者就業相談の実施
介護サポーター事業

介護予防リーダーへの活動支援
集いの場づくり
生活支援体制整備事業
老人福祉センター機能の充実
エンディングノート

介護予防教室
介護予防・フレイル予防
オーラルフレイル予防
各種予防接種

特定健康診査
後期高齢者健康診査
高齢者歯科健康診査
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

リハビリ職との連携

地域ケア会議
総合相談・支援事業
権利擁護事業
重層的支援体制整備事業

介護予防リーダー
生活支援体制整備事業
集いの場づくり
包括的・継続的ケアマネジメント事業

在宅医療・介護連携推進事業
地域包括支援センター運営協議会

安全安心なまちづくりの推進
交通安全教育の推進
訪問販売等悪質商法取引等への対応
救急直接通報システム
救急代理通報システム

住宅火災直接通報システム
自動通話録音機の貸出し
自主防災組織への支援
要配慮者（避難行動要援護者）への支援
救急医療情報キット

ゲートキーパー養成講座
高齢者見守りステーション

自立支援日常生活用具給付事業
自立支援住宅改修給付事業
家具転倒防止装置設置事業
生活支援ショートステイ事業
配食サービス事業
おむつ等助成事業

訪問理美容サービス事業
図書館資料宅配貸出事業
移送サービスの支援
ハンディキャップの貸出し支援
福祉バスの運行
高齢者用市営住宅の運営(シムバヒーア)

居住支援特別給付金
高齢者デジタルデバイス対策事業
生活支援体制整備事業

認知症サポーター養成講座
認知症サポーターステップアップ講座

認知症カフェ（オレンジカフェ）
チームオレンジの立上げ

権利擁護事業

認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業
高齢者見守りキーホルダー・アイコンシール
認知症総合支援事業
認知症ケアのネットワークづくり
認知症カフェ（オレンジカフェ）

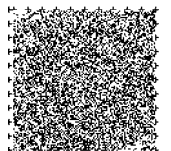
認知症家族の会
チームオレンジの立上げ
認知症初期集中支援チーム
拠点型の認知症疾患医療センターとの連携
地域型の認知症疾患医療センターとの連携

介護（予防）給付
介護予防・生活支援サービス事業
低所得者への配慮
介護保険制度・サービス等の情報提供
介護給付の適正化

福祉サービス第三者評価受審費補助金
包括的・継続的ケアマネジメント事業
介護サービス事業所に対する実地指導及び集団指導の推進
介護人材の確保・定着に向けた取組
介護現場の生産性向上の推進

介護保険制度・サービス等の情報提供
地域包括支援センター事業の展開
重層的支援体制整備事業
家族介護支援事業

総合相談支援・権利擁護事業
虐待の防止
地域ケア会議の開催
在宅医療・介護連携推進事業



4 介護保険料給付費見込み額の推計と介護保険料の見込み

本計画の計画期間中の総事業費は、164億3352万6千円を見込み、介護保険料を設定しました。

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料年額(円)
第1段階	生活保護被保護者 市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.285 (×0.455)	21,100 (33,700)
第2段階	市民税世帯非課税で第1段階に該当しない方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額 ×0.435 (×0.635)	32,200 (47,100)
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.685 (×0.69)	50,800 (51,100)
第4段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.85	63,000
第5段階 (基準段階)	市民税世帯課税で本人が市民税非課税で第4段階に該当しない方	基準額 ×1.00	74,100
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.15	85,200
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	基準額 ×1.20	88,900
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	96,300
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	111,200
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.65	122,300
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.80	133,400
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.85	137,100
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.87	138,600
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.03	150,400
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.05	151,900
第16段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	基準額 ×2.07	153,400
第17段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.25	166,800
第18段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.45	181,600

第1段階から第3段階までの()内は、公費による保険料軽減前の負担割合及び保険料額

